

# 熊本県公報

号外 第 1 号  
平成 15 年 3 月 14 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

条 例		
○熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例	（人 事 課）	4
○熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例	（ " ）	6
○熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	（ " ）	8
○熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例	（ " ）	8
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ " ）	8
○県立学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例	（私学文書課）	9
○熊本県情報公開条例の一部を改正する条例	（ " ）	9
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	（財 政 課）	9
○熊本県税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	10

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例

- (1) 法第3条に規定する任期を定めた採用ができる場合（第2条関係）  
高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験を一定の期間活用することが特に必要とされる場合等に職員を選考により任期を定めて採用できる旨を定めることとした。
- (2) 法第5条第1項に規定する任期の更新（第3条関係）  
任命権者は、任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、任期を更新することができること、また任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない旨を定めることとした。
- (3) 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給与に関する特例（第4条関係）  
特定任期付職員の給与及び特定任期付職員業績手当に関する事項を定めることとした。
- (4) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の適用除外等（第5条関係）  
特定任期付職員について、給料表、昇給等の基準等は適用されない旨等を定めることとした。
- (5) 熊本県立学校職員の給与に関する条例の適用除外等（第6条関係）  
特定任期付職員について、給料表、昇給等の基準等は適用されない旨等を定めることとした。
- (6) 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の適用除外等（第7条関係）  
特定任期付職員について、給料表、昇給等の基準等は適用されない旨等を定めることとした。
- (7) 企業職員である特定任期付職員の給与の特例（第8条関係）  
企業職員である特定任期付職員の特定任期付職員業績手当に関する事項等を定めることとした。
- (8) 人事委員会規則等への委任（第9条関係）  
この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則等で定めることとした。
- (9) 附則
  - ① 施行期日（附則第1項関係）  
この条例は、平成15年4月1日から施行することとした。
  - ② 熊本県知事等の給与の特例に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

### ◇熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

- (1) 法第2条第3号に規定するその他条例で定める職員（第2条関係）  
任期を定めた採用の対象とならない職員として、公設試験研究機関の長等を定めることとした。
- (2) 法第3条に規定する任期を定めた採用ができる場合（第3条関係）  
研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている